

業務運営に関する協定書

東京都水道局（以下「甲」という。）と東京水道サービス株式会社（以下「乙」という。）は、乙の業務の基本事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が東京都水道局所管東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年4月10日付31水総主第18号。以下「要綱」という。）

第3 1に基づき東京都政策連携団体に指定されたことから、乙の業務運営に関し、甲と乙との密接な関連を確保するため、要綱第5 1（4）に基づき必要な事項を定めるものとする。

（基本的事項）

第2条 乙は、都庁グループの一員として、都民の信頼を確保しつつ、甲と協働して事業等を執行し、又は提案するなど、甲の政策実現に向け甲と連携しながら、適切な業務運営を行うものとする。

（協議事項）

第3条 乙は、乙の定款に規定するもののほか、次に掲げる事項については、乙の決定前（当該事項が株主総会に係るものであるときは、株主総会の招集前）に甲に協議するものとする。

- (1) 合併又は解散
- (2) 定款の変更
- (3) 役員の選任又は解任（役職の変更を含む。）
- (4) 基本財産及び重要な財産の処分
- (5) 資本金又は基本財産の変更
- (6) 他の団体への出資等
- (7) 予算及び各種計画の作成及び変更
- (8) 組織又は処務に関する規程類の制定又は改廃（組織及び職員数の変更を含む。）
- (9) 職員の採用計画
- (10) 職員就業規則その他職員の労働条件等に関する規程類の制定又は改廃（任用制度の制定又は改廃を含む。）
- (11) 役員の報酬等に関する規程類の制定又は改廃（役員報酬等の決定又は改定を含む。）
- (12) 職員の給与に関する規程類の制定又は改廃（職員給与の決定又は改定を含む。）
- (13) 都職員（一般職員及び再任用職員）の派遣協定の締結又は改廃
- (14) 甲又は他団体等からの派遣職員の受入れ
- (15) 本協定の改廃

(16) その他乙の運営上重要な事項

(報告事項)

第4条 乙は次に掲げる事項については、速やかに甲に報告するものとする。なお、当該事項が株主総会に係るものであるときは、前条に規定する協議を要する事項として取り扱うものとする。

- (1) 決算報告及び事業報告
- (2) 会計監査及び業務監査に係る監査指針及び監査計画並びに監査報告書
- (3) 事故報告等

(事業及び収支検査等)

第5条 甲は、乙に対し、必要があると認める場合は、乙の業務運営を把握するため、事業及び収支に関して調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 甲は、乙の運営等について、乙に対し、法令その他の規程に留意した上で、指導監督を行うことができるものとする。

(都の資料提供)

第6条 甲は、乙の業務運営上関係のある事項について、必要な資料を乙に提供することができるものとする。

(業務運営等に関する基準)

第7条 乙は、業務運営に当たり、別紙に掲げる事項を遵守するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定の各条項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙とで協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

平成31年4月24日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 中嶋 正宏

乙 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
東京水道サービス株式会社
代表取締役社長 増子 敦

1 財政運営に関する事項

- (1) 経営形態の利点を生かし、弾力的かつ効率的に事業の推進を図るよう努めること。
- (2) 的確な経営判断の下で経営改善を図るなど、常に経営基盤強化に努めること。
- (3) 事業別の収支を明らかにするよう努めること。
- (4) 民間からの資金などを積極的に活用するよう努めること。
- (5) 他団体への出資等については、団体事業に密接な関連があり、費用・サービス面でメリットがある場合にのみ行うこと。

2 事業運営に関する事項

- (1) 東京都政策連携団体が独自に行う事業については採算性に留意しつつ、積極的な自主財源の確保を図るなど、経営基盤の強化に努めること。
- (2) 限られた経営資源を有効に活用する観点から、外部委託の活用などを図りながら、経営資源の最適な配分に努めること。
- (3) (2)の外部委託については、コストの縮減に努めるとともに、都民サービスの向上に資するよう品質確保を図ること。

3 契約に関する事項

- (1) 契約を締結する場合は、次の方法によること。
 - ア 競争契約
契約相手方となりうる者が複数いる競争性を確保した契約
 - イ 独占契約
特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約
 - ウ 緊急契約
緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約
 - エ 少額契約
契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約
 - オ 特定契約
適切な契約相手方が特定の一者しかいない契約など、アからエまでのいずれにも該当しない契約
- (2) 契約方法は社会経済状況の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを図ること。
- (3) 契約情報の公開については、その推進を図り、透明性の確保に努めること。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとならないように努めること。

4 組織及び役職員数に関する事項

- (1) 組織
 - ア 事業目的、事業内容等の変化に的確に対応した組織となるよう努めること。

イ 新たに組織を設置する場合には、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底し、全体の組織の見直しを図るなど、組織の肥大化を最大限抑制するよう努めること。

ウ 部、課、係等の組織の細分化の是正に努めるとともに積極的に部、課、係等の大きくくり化やグループ制の導入など迅速かつ柔軟な事業執行ができる体制の構築に努めること。

エ 組織や施設ごとに競争原理を導入し、組織効率の向上に努めること。

(2) 役員数

ア 役員数は、当該団体の役割、事務の内容、組織規模、財政規模、類似団体の状況等を踏まえ適正なものとする。

イ 特に、常勤役員の数については、過大にならないよう努めること。

(3) 職員数

ア 経営状況や事業量に見合った必要最小限の職員数となるよう、適正な管理を行うこと。

イ 新規事業の実施や既存事業の拡大等の理由から新たに職員の配置を必要とする場合にも、既存部門の見直しなど、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づいて増員の抑制に努めること。

ウ ICT化等事務処理の効率化を図ることにより簡素で効率的な執行体制を推進すること。

エ 常勤嘱託職員及び非常勤職員についても、適正な管理に努めること。

オ 人材派遣など、多様な形態で人材を活用していくこと。

5 役員報酬等に関する事項

(1) 役員については、団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営を促進するために求められる能力等を有する者を選任することとし、併せて、役員構成の最適化を図るよう努めること。

なお、団体の運営が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとならないようにするため、団体の役員に東京都暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団関係者を選任しないよう努めること。

(2) 役員の任期は、業務の性質上やむを得ない場合を除き、原則として1期につき2年とすること。

また、甲を定年退職し、又は定年に準ずる退職をした者が役員に就任する場合は、原則として65歳定年とすること。

(3) 経営責任の明確化を図るため、理事長等当該団体の最高責任者の充て職は、原則として廃止すること。

(4) 甲が定める標準報酬額を基準として定めるものとする。

(5) 報酬等の額は、当該団体の経営状況、経営評価結果、業績評価結果等を反映したものとする。

(6) 役員の特別手当については、団体の経営状況及び民間企業等の支給状況を勘案すること。

(7) 役員の退職金、功労金は支給しないこと。

6 職員の人事及び給与に関する事項

- (1) 職員を採用する場合は、当該団体の事業の遂行のため真に必要とする職及び数とすること。
- (2) 任用制度については、甲の横並びを廃し、当該団体の役割、事業内容及び事業規模等を踏まえるとともに、職員の能力、実績等に応じたものとする。
- (3) 職員を任用する場合は、当該職についての適性及び能力に応じて行うものとする。
- (4) 自己申告・業績評価制度を導入すること。
- (5) 若年勧奨退職制度を導入すること。
- (6) 給与は、甲の横並びを廃し、当該団体の経営状況、事業内容、事業規模等を踏まえた上で、職員の能力、実績等をより反映できる独自の制度とすること。
- (7) 一時金は業績評価の結果を反映する制度とすること。
- (8) 名誉昇給及び名誉昇格に相当するものは、行わないこと。
- (9) 職員の定年は、原則として、60歳とすること。
なお、これによらない場合は、別途甲に協議すること。
- (10) 退職金の支給率は、当該団体の経営状況、事業内容、事業規模等をより反映したものとする。
- (11) 退職時の名誉昇給は行わないこと。
- (12) 退職金の支給対象は、在職3年以上とすること。
- (13) 常勤嘱託職員の退職金は支給しないこと。